

『令和7年度 佐賀市部活動地域展開会議』（第1回）

会 議 録

開催日	令和7年11月18日（火）	
開催時間	午前9時30分～午後0時10分	
開催場所	佐賀市役所大財別館4階 4-3会議室	
出席者	委員等	井上委員、水町委員、段林委員、吉原委員、鶴委員、江下委員、空閑委員、池上委員、馬郡委員、代田アドバイザー
	事務局等	丹宗教育長、豊田教育部長、横田副部長兼教育総務課長、 湊上学校教育課長、川副学事課長、北御門社会教育課長、 土井スポーツ振興課副課長、水田学事課主幹、池田歴史・文化課長、 古賀学校教育課指導主事 （オブザーバー代理）小林 久 指導主事（県教委）
議 事	（1）令和7年度の取組について（報告） ① 佐賀モデル（学校部活動の適正化） ② 地域スポーツクラブ活動体制整備事業（スポーツ庁） （2）意見交換 ① 部活動及び地域クラブ活動基本方針（素案）の概要について ② 地域クラブ活動認定要項（素案）について	
欠席委員	伊東委員	
傍 聴 者	1名、報道2名	

議 事

1 開会

2 佐賀市教育委員会あいさつ

3 事務局説明

- ・資料2 設置要項に基づき、協議事項や構成、座長の選出方法を確認。

4 委員紹介、委嘱状交付

5 座長選任

- ・井上委員を座長に選任。了承される。
- ・井上座長より伊東委員を副座長に選任。了承される。

6 座長あいさつ

7 協議

(1) 令和7年度取組について(報告) 09:40～

① 佐賀モデル(学校部活動の適正化)

② 地域スポーツクラブ活動体制整備事業(スポーツ庁)

(事務局)

- ・資料3に沿って、佐賀モデル(佐賀市学校部活動適正化モデル)の成果と課題を報告

(座長)

- ・現場で参画されている委員もおられるので、ご意見をお願いしたい。
- ・まず「佐賀モデル」で週8時間をベースに吹奏楽部の運営に取組まれて、工夫された点を。

(委員)

- ・本校では、年間平均して週8時間の原則のもとで、活動スケジュールを調整。
- ・水曜・日曜休み、土曜は午前のみ。土日に活動した際は、平日に休みを振替。
- ・全国大会につながるコンクール前は練習時間延長を学校長に申請。
- ・1時間延長して、1日あたりで最大3時間の範囲で柔軟に対応。
- ・吹奏楽部ではホール練習の重要性を踏まえ、特例措置を設けている。
- ・練習メニューは生徒たち自身がミーティングで決定し、顧問は最終確認を行うのみ。
- ・短時間で効果が出るよう、週末に合奏をするなど指導者側も工夫している。

(座長)

- ・保護者目線のご意見もお願いしたい。

(委員)

- ・我が子も学生時代は吹奏楽で、当時は活動時間が長く、子も親も大変だった。
- ・今の生徒たちは限られた時間の中で工夫し、成果にもつながっており感心している。
- ・さきほどの委員のような実践例が広がることは、子どもたちにとっても指導する先生方にとっても非常に有意義。
- ・活動量よりも取り組みの「質」をどう向上させるかという視点が大切。

(座長)

- ・「佐賀モデル」全校試行にあたり、校長会や自校で留意された点等を伺いたい。

(委員)

- ・各校で教育委員会の方針のもと、校時表の工夫等で柔軟に運用している。
- ・運動と文化活動の特性の違い、競技特性、屋外・屋内の違いを考慮する必要がある。
- ・本校では、年間 52 週、週 8 時間の活動時間に基づき、年間 416 時間を目安に、顧問が活動記録を取りながら柔軟に工夫して運営している。

(座長)

- ・今年度、地域クラブ活動の運営に関わられての効果や課題等を伺いたい。

(委員)

- ・これまで当たり前だった部活動から地域クラブ活動への展開にあたり、理解促進には保護者の意識改革も必要だと実感。
- ・実証事業では、部活動終了が早くなる冬期に、休日以外に、平日も 1 日ではあるが、地域クラブ活動として 2 時間練習できていることに対する肯定的な声。
- ・ICT やテクノロジーを活用することで、生徒の満足度向上にもつながる。
- ・指導の質を高めること、指導者不足を補完する意味で、AI コーチングなどの導入も検討の余地がある。

(座長)

- ・大会の在り方について、地域クラブの中体連大会出場についてわかっている範囲でお話しいただきたい。

(委員)

- ・現状では、佐賀市中体連地区予選への地域クラブの参加を認めていない。
- ・市から認定された地域クラブが、市地区予選への出場可否は検討中。
- ・今後、「認定クラブ」として認められる制度が整えば、地域の子どもの多様なニーズ対応、参加機会の拡充につながると認識。

(座長)

- ・民間クラブの立場からご意見を伺いたい。

(委員)

- ・部活動の延長練習特例申請は、顧問が申請すれば何回でも可能なのか。
- ・今年度の中体連では、陸上競技において、地域クラブでこれまで大会に出られていたリレー種目が今年は不可となった。
- ・指導者が出したいというのではなく、「子どもたち自身が出たい」と望んでいた場面を見てきた。
- ・このような子どもたちが出場できないことがないように、大会主催者側も制度を整えていく必要があるのではないか。

(委員)

- ・本校の延長練習特例申請は、全国大会につながる大会の3週間前からプラス1時間の延長が可能というルール。
- ・これは学校全体で共有されている柔軟な運用。

(座長)

- ・地域クラブの大会参加は、協議後半の議題に関わる部分で取り扱うこととする。

(座長)

- ・吹奏楽部の地域クラブ化は、先行自治体では、楽器の運搬がネックとなるため学校を拠点とした活動事例が多いようだが、同時に指導者の確保も課題となっている。吹奏楽部の地域展開の課題は。

(委員)

- ・財源確保と人材確保は地域クラブ運営における大きな課題である。
- ・管楽器と木管楽器は専門性が全く違う。
- ・そのため人材の確保が難しく、現場では中高の教員に頼る状態が続いている。
- ・この点について、教員の負担が大きく、専門的な指導者をどのように確保するかが今後の重要なテーマ。

(座長)

- ・市スポーツ協会の事業は、普及・裾野拡大の役割が大きいかと思う。今後、中学生の新たな選択肢として、既存の事業に中学生を対象に加えることは可能か。

(委員)

- ・協会には多数の団体が加盟しているが、所属する人材のスキルや活用状況まで把握されていない。
- ・まずは協会内での「人材の見える化」から始めることが大切。
- ・また、競技によっては大会に参加すること自体を目的とする声もあり、価値観の共有が必要。

(座長)

- ・各委員からのご意見をもとに、県教育委員会から市の取組に対する所感を。

(オブザーバー) 代理

- ・学習指導要領上、部活動は「生徒の自主的・自発的な活動」と明記されている。
- ・今回の佐賀モデルは、その本来のあり方に近づいている好例である。

(座長)

- ・これまでの委員からの意見を聞いて、アドバイザーから所感を。

(アドバイザー)

- ・佐賀市の部活動改革の3年間は着実に前進している。
- ・3年前、佐賀市は、生徒が部活動に係る事項に関して「自分たちで決めている割合」が低かった。
- ・全国でも、生徒が決定権を持っているのは約3割程度、残り7割は大人がほとんど決めていた。これに問題意識を持ち、部活動改革に取り組み始めた。
- ・委員の皆さんの意見をもとに、子どもたちの自主的・自発的な活動が実現できる環境を作るため、活動時間の上限を8時間程度に設定した「佐賀モデル」を作った経緯がある。
- ・部活動改革の第一歩として、生徒主体の活動（佐賀モデル）に取組み、段階的に生徒へ決定権を委ねていくことで、楽しさを感じるという成果が現れている。
- ・アンケートからは全国的に見ても大きな示唆となり得る成果が得られている。
- ・子どもたちが部活動に参加する主な目的は「友達を作りたい」こと、そして「楽しくやりたい」ことであった。
- ・大人は勝利を追求する傾向があるが、子どもたちにとって、主体的に決定することができれば楽しいと感じるもの。
- ・地域に移行することが目的化すると、生徒の主体性が失われ、活動時間が長くなり、部活動が改悪される可能性もある。
- ・地域展開の目的は子どもたちの豊かな文化・芸術・スポーツ活動を作り出すことを見失わないようにすることが大切。

(座長)

- ・他に事務局や各委員に質問はあるか。

(事務局)

- ・吹奏楽部の地域展開に係り、音楽協会等からの指導者派遣やオンラインでの指導は可能か。

(委員)

- ・佐賀県音楽協会は人材バンクのリストを保有している。
- ・佐賀市文化振興財団にも同様の指導者リストがあり、地域における活用が可能。ただし、その活用には予算面での調整や交渉が必要になる。
- ・実際に、「子どもたちに指導したい」と考えている音楽人材は存在している。

- ・ 今後は、そのような人材をどう地域クラブの活動とマッチングし、効果的に活用するかが重要なポイントになる。

(座長)

- ・ 佐賀大学附属中学校でも、今年度いっぱい部活動が廃止になる。
- ・ これを受けて、附属中学校の各部活動の保護者が中心となり、地域クラブの立ち上げを進めている状況にある。
- ・ 地域クラブの設立には、指導者の確保や組織運営に課題があり、保護者会だけで永続的に運営していくのは持続可能ではないと懸念している。
- ・ 佐賀大学としては、地域ごとに立ち上がるクラブを別途NPOが統括する形で、総合型の地域クラブ創設を構想している。
- ・ 佐賀大学はこの取組を通じて、附属中学校だけでなく、公立の中学校や地域と連携しながら、佐賀市の中学生の活動の場を新たに創出することを目指している。

(委員)

- ・ 課外活動においては、「入口」の部分で子どもが楽しいと感じることは重要。
- ・ 子どもに主導権（決定権）を渡すと楽しさが生まれる。
- ・ 活動を始めた段階で、「楽しい」と感じる事ができれば、その後も続ける意欲が湧く。
- ・ 子どもたちは、活動の中で新しいことを学び、成功体験を積むことで成長する。
- ・ その先の「できた」「わかった」につながることで、さらに楽しくなる。
- ・ そのためには、大人（指導者）の関わり方が大きく影響を与えるということも共通の視点として認識しておく必要。

(2) 意見交換

① 部活動及び地域クラブ活動基本方針（素案）の概要について

(事務局)

- ・ 資料4に沿って、部活動及び地域クラブ活動基本方針（素案）の概要について説明

(座長)

- ・ 国が示している「新たなガイドラインの骨子（案）」をベースに、学校関係者からなる検討部会で内容の検討を進めているということであった。スポーツ庁関係者ともお話をされているアドバイザーから佐賀市の新ガイドライン素案の方向性についてご意見を伺いたい。

(アドバイザー)

- ・ 教育現場、地域の理解を得るために重要なポイントがまとめられている。
- ・ 全国的に「地域移行」から「地域展開」に変更された理由を理解されていない方が多いのが現状。
- ・ 地域展開は、単に運動や音楽が得意な子どもたちに向けたものではなく、すべての子どもたちが楽しく、充実した活動を行える環境を提供するためのもの。

- ・学校に来ることができない子どもや障がいをもつ子どもたちに対する配慮も重要。
- ・部活動の枠組みを超え、地域全体で支え合いながら、多様な子どもたちが参加しやすい環境、新しい価値を創出していくことが最終的な目標である。

② 地域クラブ認定要項（素案）について

（事務局）

- ・資料4 スライド17～19、資料5に沿って、地域クラブ認定要項（素案）を説明。

（座長）

- ・「2 認定の要件」についてご意見を伺いたい。認定の窓口はどこになるのか。

（事務局）

- ・国の地域クラブ認定制度（イメージ案）においても、認定の窓口は、都道府県ではなく、公立の中学校を設置する市町村が認定することとされており、佐賀市に申請書を提出し、審査を経て認定する形になる。

（座長）

- ・地域クラブの活動時間の上限はどのように設定されているのか。もし活動時間の上限を超える場合、どのように対応されるのか。

（事務局）

- ・資料5の2（2）オに、「学校部活動に準じた休養日及び活動時間を設定すること」を要件として設定。
- ・国の認定制度（イメージ案）では、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とされており、市が定める「佐賀モデル」の考え方による週8時間程度はこの範囲内。
- ・7の「認定の取消し」で、認定を取り消す場合についても触れており、地域展開の理念を逸脱しないよう是正を促すことも想定。

（委員）

- ・資料5の2（1）アでは、地域クラブの参加対象を「市内の中学生を対象とし」と記載。
- ・資料4のスライド17では、「原則、佐賀市内の中学生が参加可能」と記載。表記の統一を。

（委員）

- ・認定要件2（1）エの「非営利」について、どこまでを非営利とするのか線引きが難しい。
- ・また、2（1）オに「低廉な会費」とあるが、これではクラブの持続可能性が損なわれるのではないか。

（事務局）

- ・国のイメージ案は「営利を主たる目的とせずに運営すること」という表現。
- ・国のイメージ案の表記のままだと、「非営利」の定義についても誤解されやすく、「非営利」についての注意書きを追記し、補足している。

- ・昨年度の国のアンケート（参考資料2）では、休日の活動のみだと月会費は高くても3,000円程度という調査結果が出ている。
- ・競技特性もあり、一律に明確な受益者負担水準を出すのは難しいため、国も結論を先延ばしにしている。
- ・クラブ運営側の持続可能性の観点から、質の高い、子どもの満足度を高める環境を担保するために、部活動と同水準の会費で賄えるかという点は懸案事項。

(委員)

- ・2(1)オの表記について「低廉な会費」という表現にすると、具体的にいくらを指すのか疑問が生じる。
- ・クラブの持続可能な運営を考慮し、「適正な」や「適切な」などの表現への変更を検討してもよいのでは。

(委員)

- ・国の実行会議で示されている改革の目的は「将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に“親しむ機会”の確保と充実」とされている。
- ・費用が高くなりすぎると、親しむ機会の喪失になる恐れもあり、改革の理念に沿った表現を検討してほしい。
- ・中山間地でバスによる移動も必要となることも想定され、「低廉な会費」と矛盾が生じる。
- ・2(1)アで「選抜型クラブにならないように配慮」とあるが、「配慮」という表現では曖昧で、実際に選別的になってしまう懸念がある。

(委員)

- ・吹奏楽部は運動部とは異なり、楽器の維持・買い替えに多大な費用がかかる。
- ・運動部と同じ感覚で費用面を議論すると、現実的でなくなるので一括りで「低廉」と表記するには配慮が必要。

(委員)

- ・2(1)アの「市内の中学生対象」に関して、佐賀市は福岡県と隣接しており、県外からの参加も想定される。県をまたぐ場合はどうするのか。
- ・2(1)クの「活動実績の共有」に関連し、現在も社会体育で起きた生徒のトラブルについても学校が対応している。クラブで起きた問題も学校と共有し、連携して対応できるような仕組みとして、この項目は必要。

(事務局)

- ・競技や活動場所によって事情は異なる。
- ・県またぎについては、認定申請時にあらかじめ大会へ出場するか否か、大会出場する場合には、出場要件を確認しているかをチェック項目に入れておくことも想定。

(座長)

- ・お金の問題は重要。「非営利」だとお金を全く取らないという誤解がある。今回の認定要件を周知していく際に、世間の認識も変えていく必要もある。

(委員)

- ・ 2 (1) アの「選抜型クラブにならないように配慮」とあるが、明確なセレクションを行わなくても、中学生同士でも声をかけられる生徒とそうでない生徒が分かれ、結果的に選抜的な構造になることを懸念。
- ・ 平日も完全移行してしまえば問題ないが、地域クラブと部活動が併存する過渡期（移行期間）においては、意図せず生徒の取り合いのような状況も起こりうる。
- ・ 部活動と地域クラブが共存しながら生徒にとって良い環境となるような併存期の在り方についても考慮して進めてほしい。

(座長)

- ・ 次に、認定要項（素案）の「3. クラブの類型」についてご意見を伺いたい。

(委員)

- ・ クラブの「類型」を分ける必要性があるのか疑問。
- ・ 認定要件に盛り込むのではなく、説明用の分類として整理する形でよいのでは。

(事務局)

- ・ これまで、既存のクラブや民間団体との違いが不明瞭で、クラブ立ち上げに躊躇する声もいただいた。
- ・ 地域クラブ実証事業で、学校部活からの移行にあたり、学校・保護者の理解を得るのに時間を要し、学校部活派生型だけでは、子どもたちの受け皿が不十分となる可能性。
- ・ 国が示した要件をベースに、地域全体で幅広く子どもたちの活動機会を確保できるような認定制度にすることが必要と認識。
- ・ 今年度の実証事業でも、株式会社佐賀バルナーズがセレクション型（選抜型）の活動とは別に、営利を目的としない中学部活から派生した地域クラブの運営面を担う形を取っている。
- ・ 一概にクラブと言っても、一つにまとめて語れない多様性があり、佐賀市には既存の教室やリソースが潜在的にある。
- ・ このような多様な形を可視化し、クラブ設立を検討している方々や既存クラブの理解促進を図るため、類型化を行っている。
- ・ 認定にあたり、教育委員会は学校部活動、社会体育・社会教育分野は、それぞれ庁内他部局が情報リソースを持っている。
- ・ このため、現在も庁内横断で地域展開推進に対応している。
- ・ 類型化は、クラブごとの強みを生かしながら、子どもたちも志向やニーズに応じた多様なクラブから主体的に選択できるようにすることが目的。

(座長)

- ・ 申請時に類型化されていると、あらかじめ申請者（団体）側は、同時に類型ごとの支援内容も把握でき、認定後のトラブル防止にもなると思う。
- ・ 学校部活から派生したクラブも申請書を出す形になるのか。

(事務局)

- ・類型によって申請の基準（内容）は変えないことを想定。
- ・学校部活派生型であれば、申請書に学校長の押印欄を設け、証明されることで、学校施設利用の円滑化につなげていくことも想定。

(座長)

- ・最後に、認定要項（素案）の「10. 支援措置」についてご意見を伺いたい。
- ・資料5の10(2)重点支援において、移行期については学校部活派生型クラブのみが、学校施設の優先使用の重点支援対象と記載。
- ・クラブにとって最も困難を極めるのが場所の確保。
- ・学校部活派生型以外でも認定されたクラブに、空いている小学校や中学校施設の活用についても検討いただきたい。

(委員)

- ・資料5の10(4)で、国の動向を踏まえ、運営費や指導者謝金補助の支援内容を必要に応じて別に定めるとあるが、国の動向はいつ頃オープンになるか。

(事務局)

- ・新聞報道で先に知ることが多く、先日も、文科省が地域展開推進のため、新たに基金を都道府県に設置する方向で検討に入ったという報道があった。
- ・スポーツ庁、文化庁の実証事業も委託から補助の形に変わるというのが詳細は未定。
- ・そこで、表現として「必要に応じて別に定める」としている。
- ・国の動向を注視していく。

(委員)

- ・吹奏楽は学校備品を使用しているが、運動部の備品と比べて楽器は購入もメンテナンスも高額。市の予算での更新が続くのか、地域展開後の展望を聞きたい。

(事務局)

- ・吹奏楽部の地域展開は、まず指導者と活動場所の確保から議論している。楽器の扱いについては今後の課題。
- ・先行自治体では、拠点校方式で使用していない楽器を集めて管理・活用している事例、コンクール出場可否に応じて、月謝設定を変えている事例がある。

(委員)

- ・10(1) 共通支援で「広報支援」とあるが、これから認定申請をしようとするクラブにとってはありがたい。
- ・マーケティング支援のような広報支援もセットでクラブの特徴や目指す方向性がわかるような支援があると助かる。

(委員)

- ・活動場所の確保は常に課題である。部活動派生型でなくても、認定されたクラブの施設使用などの支援をお願いしたい。

(座長)

- ・それでは、最後にアドバイザーから今後の展開についてコメントをお願いしたい。

(アドバイザー)

- ・認定制度の目的は「市の支援を受けられる」ことにあり、クラブ側にとって魅力的でなければ申請が進まない。
- ・部活動からのスライドだけでなく幅広いクラブに門戸を開きつつ、支援の内容に応じて認定レベルを設定していくという方法・事例もある。
- ・重点支援の対象となる「学校派生型クラブ」は、学校関係者が関与しており、支援の対象として明確化しやすい。
- ・認定制度の設計として、広く受け入れる枠組みを保ちつつ、支援対象のクラブには一定の条件設定が必要。
- ・地域展開後の責任の所在についてはより明確に記載すべき。
- ・地域クラブの活動における法的責任はクラブ側にあるが、特に部活動派生型で平日と休日のハイブリッドの場合、学校も対応責任を持つ場面が出てくる。
- ・クラブと学校が共同で子どもを見守る姿勢が重要であり、片方に責任を丸投げする体制にはすべきでない。
- ・認定対象を「市内中学生」に限定すると、小学生や一時的に参加を希望する子(例：帰省中など)が排除されてしまう懸念がある。
- ・「原則として市内中学生を対象とするが、小学生や期間限定の参加も可能とする」のような柔軟な表現が望ましい。
- ・最終的に、認定制度を通じて、人づくり・まちづくりに資する取り組みであることを市全体で共有する必要がある。

《エンジョイスクエアの紹介》動画

- ・飯田市を中心に14市町村が連携し、地域全体で子どもたちの活動環境をつくる取り組みを実施。
- ・体験型の多種多様なクラブ活動を地域住民と連携して展開。
- ・現在81種目を用意。伝統的な部活動型(サッカー・バスケなど)だけでなく、ニュースポーツや文化的活動、地域の特色を活かした活動も多数。
(例：ダンス・eスポーツ・スターツなどのニュースポーツ系、縄文体験などの文化・地域活動系クラブ)
- ・地域住民が自らの「得意技」や「やってみたいこと」を活かして、年数回からでも参加可能な活動機会を提供。
- ・子どもたちの幸せは地域の大人の幸せと一体であるという考えに基づく。
- ・活動に参加する地域の大人からは、「教える」のではなく「一緒に楽しむ」感覚が得られたという声。
- ・中学生、高校生、小学生と幅広い世代が関わり、人との関係構築や地域貢献の機会にもつながっている。

- ・歯科医師が「マウスピースを作る体験クラブ」を企画したように、職業体験も含めて多様な大人の関わりが可能。
- ・地域の大人が「やらされ感」なく、主体的・楽しく関わることが重要。
- ・教育委員会からの依頼ではなく、住民の自発的な関わりを尊重する仕組みづくりが必要。
- ・「地域移行」から一歩進んだ「地域展開」の視点で考えるべき。
- ・認定制度が始まる前の段階から、地域の多様な人材が関われる仕組みを設けることが大切。

(閉会)